

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における  
特許出願から特許査定までの期間の現状と実態  
に関する調査報告書

平成 29 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

## 8. タイ

### 8.1 審査期間に関する政策等

タイの政府広報局の発表<sup>83</sup>では、タイ政府は、価値に基づく経済に焦点をあてる「タイ 4.0 政策 (Thailand 4.0 Policy)」の推進に取り組んでおり、知的財産システム全体の改革を目指す 20 年間のロードマップを策定した。この中で、短期計画として、政府はこの課題に対応するスタッフを増員し、知的財産保護の効率を上げるためのデータベースシステム及び情報技術を改善し、知的財産登録の手続きの簡素化をしようとしている。

タイ知的財産局 (以下「DIP」という。) の長官は、特許法の改正をして、出願から登録までの平均の期間を現在の 5 年から 3 年に短縮することを述べている<sup>84</sup>。

DIP は、審査官を 120 名採用 (うち、2016 年は 30 名採用)<sup>85</sup>することが内閣から承認され、採用された新人の審査官は、日本国特許庁の支援<sup>86</sup>により、審査官の教育を受けている。

### 8.2 公的統計情報

公的なデータは見つからなかった。

### 8.3 制度・手続

各制度の期間については、特許法、特許規則省令及び審査基準に規定されている。

- ・特許法 : B.E.2542 (1999 年) 3 月 21 日法律 (第 3 号) により改正された B.E.2522 (1979 年) 3 月 11 日法律 1999 年 9 月 27 日施行<sup>87</sup>
- ・特許規則 : 特許法 (B.E.2522) に基づく省令 (以下「省令」という。) 第 19 号 (1992 年 9 月 28 日公布) ~ 第 27 号 (1999 年 9 月 24 日公布) で構成される。<sup>88</sup>

---

<sup>83</sup> Intellectual Property Roadmap for Thailand (2016 年 12 月 22 日)

[Thailand.prd.go.th/ewt\\_news.php?nid=4480&filename=index](http://Thailand.prd.go.th/ewt_news.php?nid=4480&filename=index) (最終アクセス日 : 2017 年 3 月 1 日)

<sup>84</sup> Bangkok Post 2016 年 12 月 30 日 <http://www.bangkokpost.com/print/1171313/> (最終アクセス日 : 2017 年 2 月 10 日)

<sup>85</sup> 「カンボジア、タイとの協力を強化します。」(JPO、2016 年 2 月 10 日)

[https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo\\_gallery2016051001.htm](https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2016051001.htm) (最終アクセス日 : 2017 年 2 月 10 日)

<sup>86</sup> 「タイの新人特許審査官を日本の特許審査官が指導しています！」(JPO、2016 年 10 月 26 日)

[https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo\\_gallery2016102601.htm](https://www.jpo.go.jp/shoukai/soshiki/photo_gallery2016102601.htm) (最終アクセス日 : 2017 年 2 月 10 日)

<sup>87</sup> [http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=363165](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=363165) (タイ語) (最終アクセス日 : 2017 年 1 月 30 日)

<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo.pdf> (日本語) (最終アクセス日 : 2017 年 1 月 30 日)

<sup>88</sup> [http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=129776](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=129776) (英語) (最終アクセス日 : 2017 年 1 月 30 日)

[http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo\\_kisoku.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/thailand/tokkyo_kisoku.pdf) (日本語) (最終アクセス日 : 2017 年 1 月 30 日)

- ・審査基準：2012年改定版「特許及び小特許審査基準」
  - ・「第1章 特許出願」<sup>89</sup>
  - ・「第2章 特許出願の異議申し立て」<sup>90</sup>

タイの「特許」には、「発明特許」及び「小特許（実用新案に相当）」がある。また、「特許」の出願には通常の特許出願と分割出願があるが、本報告書では特に記載がない限り、通常の特許出願について記載する。

### 8.3.1 方式審査等

特許出願がされると予備審査（方式審査）が行われる。

審査官は、特許出願について一部実体的要件を含んだ以下の事項を審査し、審査報告書を長官に提出する（省令第22号第2条）。

- ・特許法第17条に準拠していること
- ・特許法第9条の不特許事由に該当しないこと
- ・特許法第10条、11条、14条、15条第1段落及び2段落に基づく出願する権利を有すること
- ・特許法第16条に基づく特許を受ける権利を有すること
- ・発明が前に国内で出願されたものと同一でないこと

審査報告書の結果に基づいて、以下のような対応をする（特許法第28条）。

- ・出願が第17条記載の方式要件を満たさない又は発明が第9条記載の特許の保護範囲にないとき、長官は当該出願を拒絶する。担当官は当該拒絶の日から15日以内に出願人に拒絶の通知をする。
- ・出願が第17条記載の必要書面を含みかつ発明が第9条記載の特許の保護範囲にあるときは、出願公開（公告）を命じる。担当官は、公告（公開）の前に、公告（公開）手数料を支払うよう出願人に通知する。通知後60日以内に公告手数料を支払わないときは、当該出願を放棄したものとみなされる。

#### 省令第22号第2条

特許法第28条又は第65条の5（場合に応じ）の規定に基づいて長官に審査報告書を提出するため発明特許出願又は発明小特許出願を処理するにあたり、担当官は、次の事項についてかかる特許出願又は小特許出願の審査を行うものとする。

<sup>89</sup> 「第1章 特許出願」（JETROによる日本語訳2011年改訂版）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/ip/pdf/chapter1\\_patent\\_petty\\_patent\\_screening.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/chapter1_patent_petty_patent_screening.pdf)  
（最終アクセス日：2017年1月30日）

<sup>90</sup> 「第2章 特許出願の異議申し立て」（JETROによる日本語訳2011年改訂版）

[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/th/ip/pdf/chapter2\\_objection.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/chapter2_objection.pdf)（最終アクセス日：2017年1月30日）

(1) 願書、発明の説明、クレーム、図面（もしあれば）及び要約が、特許法第 17 条又は第 17 条を準用する第 65 条の 10（場合に応じ）に基づいて公布される省令に準拠していること

(2) 当該発明が、特許法第 9 条又は第 9 条を準用する第 65 条の 10（場合に応じ）に基づく特許性のない発明でないこと

(3) 出願人が、特許法第 10 条、第 11 条、第 14 条又は第 15 条第 1 段落若しくは第 2 段落に基づいて特許を出願する権利、又は、第 10 条、第 11 条、第 14 条又は第 15 条第 1 段落若しくは第 2 段落を準用する第 65 条の 10 に基づいて小特許を出願する権利（場合に応じ）を有していること

(4) 出願人が、特許法第 16 条又は第 16 条を準用する第 65 条の 10（場合に応じ）に基づいて特許又は小特許の付与を受ける権利を有していること

(5) 特許出願又は小特許出願の対象たる発明が、その出願日より前に特許法第 65 条の 3 に基づいて国内で特許出願又は小特許出願がなされた発明と同一のものでないこと

(6) 小特許出願の対象たる発明が単一の発明概念を構成すべく連結していること

### 第 17 条

特許出願は、省令に定める規則及び手続に従わなければならない。

特許出願書類には、次の事項が含まれていなければならない。

(1) 発明の名称

(2) 発明の特徴及び目的に関する簡単な説明

(3) 当該発明が帰属するか又は最も密接に関連する技術分野において通常の知識を有する者が当該発明を実施及び使用することができるような完全、簡潔、明瞭かつ正確な言葉で記され、かつ発明者が自らの発明を実施する上で企図する最良の態様が示された、発明の詳細な説明

(4) 明確かつ正確な 1 又は複数のクレーム

(5) 省令に定めるその他の事項

タイが特許に関する国際協定又は国際協力に加盟した場合、かかる国際協定又は国際協力の要件を満たす特許出願は、本法に基づく特許出願とみなされる。

### 第 9 条

次の発明は、本法に基づく保護を受けないものとする。

(1) 自然発生する微生物及びそれらの成分、動物、植物、又は動物若しくは植物からの抽出物

(2) 科学的又は数学的法則及び理論

(3) コンピュータ・プログラム

(4) 人間及び動物の疾病の診断、処置又は治療の方法

### 第 10 条

発明者は、特許を出願すると共に発明者として特許に名称を記載される権利を有する。

特許を出願する権利は、譲渡又は承継により移転することができる。

特許を出願する権利の譲渡は、書面で行わなければならない、また、譲渡人及び譲受人の署名を必要とする。

## 第 11 条

雇用契約又は一定業務の遂行を目的とする契約の下でなされた発明の特許を出願する権利は、その契約に特に定めがない限り使用者又は業務委託者に帰属するものとする。

第 1 段落の規定は、雇用契約上従業者が発明活動を行うことを義務付けられてはいないものの、雇用契約に基づき自由に利用することのできる手段、データ又は報告を使用して発明を行った場合にも適用するものとする。

## 第 14 条

特許出願人は、次の何れかの資格を有していなければならない。

- (1) タイ国民であるか又はタイ国内に本社を有する法人であること
- (2) タイが当事国となっている特許保護に関する条約又は国際協定の当事国の国民であること
- (3) タイ国民又はタイ国内に本社を有する法人に特許出願を認める国の国民であること
- (4) タイ国内又はタイが当事国となっている特許保護に関する条約若しくは国際協定の当事国内に住所を有しているか又は事実上の工業施設若しくは商業施設を有していること

## 第 15 条

1 の発明が複数の者によってなされたときは、その特許を共同で出願するものとする。共同発明者のうちの何れかが特許出願に加わることを拒み、又はその所在が不明であり、連絡が取れず若しくは特許出願をする資格がないときは、当該出願は、その者の代わりに他の発明者で行うことができるものとする。

特許出願に参加しなかった共同発明者は、特許が付与される前であれば如何なる時点でも後日かかる出願に参加することを請求できる。かかる請求を受けたときは、担当官は、その請求を審査する日を請求人及び共同発明者に通知しなければならない。請求人及び共同出願人の各々は、請求書の写しを受けるものとする。

## 第 16 条

複数の者が同じ発明を別々になし、そのそれぞれが特許出願を行ったときは、最初に出願した者に特許を付与するものとする。出願が同じ日になされたときは、出願人は、そのうちの 1 名が特許の付与を受けるか全員が共同名義で付与を受けるかについて合意しなければならない。長官が定めた期間内に合意が成立しないときは、それらの者は、所定の期間が満了した後 90 日以内に裁判所に提訴しなければならない。その期間内に提訴がない場合、それらの出願は放棄されたものとみなされる。

## 第 28 条

担当官が長官に審査報告書を提出した場合において、

(1) 長官は、本出願が第 17 条の規定に合致していない、又はその発明が第 9 条の規定に基づいて特許できないと認めるときは、その出願を拒絶するものとし、担当官は、かかる拒絶があった日から 15 日以内に配達証明付書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に拒絶の通知をしなければならない。又は

(2) 長官は、本出願が第 17 条の規定を具備し、かつその発明が第 9 条に基づく不特許事由に該当しないものであると認めるときは、省令に定める規則及び手続に従ってその出願

の公告を命じるものとする。かかる公告に先立って担当官は、長官の定める方法又は配達証明付書留郵便により出願人に公告手数料を納付するよう通知する。出願人が通知を受領した日から 60 日以内に公告手数料を納付しない場合、担当官は、再度配達証明付書留郵便をもって出願人に通知を行う。かかる再度の通知を受領した日から 60 日が経過しても公告手数料を支払わない場合、出願人は、その出願を放棄したものとみなされる。

### 8.3.2 審査請求前の調査報告書

審査請求前の調査報告書は作成されない。

### 8.3.3 出願公開

出願公開の時期については明確に規定されていない。

出願公開するためには、予備審査（方式審査）後に手数料を納付が必要である。予備審査で特許法第 17 条に合致し、かつ、第 9 条の不特許事由に該当しないと長官が認めるときは、長官は公告（公開）手数料の納付があった後に出願公告（出願公開）を命じる（特許法第 28 条第 2 項）。

当該手数料の納付が、納付通知の受領日から 60 日以内にされないときは、更に 60 日の納付期間を設けた再度の通知がされる。それでも手数料が納付されないときは、当該出願は放棄したものとみなされる（特許法第 28 条第 2 項）。

### 第 28 条

担当官が長官に審査報告書を提出した場合において、

(1) 長官は、本出願が第 17 条の規定に合致していない、又はその発明が第 9 条の規定に基づいて特許できないと認めるときは、その出願を拒絶するものとし、担当官は、かかる拒絶があった日から 15 日以内に配達証明付書留郵便又は長官の定めるその他の方法で出願人に拒絶の通知をしなければならない。又は

(2) 長官は、本出願が第 17 条の規定を具備し、かつその発明が第 9 条に基づく不特許事由に該当しないものであると認めるときは、省令に定める規則及び手続に従ってその出願の公告を命じるものとする。かかる公告に先立って担当官は、長官の定める方法又は配達証明付書留郵便により出願人に公告手数料を納付するよう通知する。出願人が通知を受領した日から 60 日以内に公告手数料を納付しない場合、担当官は、再度配達証明付書留郵便をもって出願人に通知を行う。かかる再度の通知を受領した日から 60 日が経過しても公告手数料を支払わない場合、出願人は、その出願を放棄したものとみなされる。

### 8.3.4 早期公開

早期公開については規定されていない。

特許出願に関する審査官は、出願人の書面による許可がない限り、特許法第 28 条に基づく出願公告（出願公開）前に、発明の詳細な説明を開示・閲覧を許可してはならない（特許法第 21 条）。

#### 第 21 条

特許出願に関する職務にあるすべての担当官は、方法の如何を問わず第 28 条に基づく出願公告前に、出願人の書面による許可がない限り、発明の詳細な説明を開示し、又はその複写を目的とする閲覧を他人に許可してはならない。

### 8.3.5 審査請求

審査請求期限は、以下のいずれか遅く満了する時期であり、当該期間内に審査請求しないときは、出願は放棄されたものとみなされる（特許法第 29 条第 1 段落）。

- ・ 出願の公告（公開）後 5 年以内
- ・ 異議申立及び審判請求の最終決定後 1 年以内

異議申立は出願の公告（公開）後に可能となる（特許法第 31 条第 1 段落）ため、審査請求は出願の公告（公開）の後でなければ手続ができない。

なお、審査は、特許法第 5 条に記載の新規性、進歩性及び産業上利用可能性の要件について行われる（特許法第 29 条第 1 段落）。

#### 第 29 条

第 28 条に基づく出願の公告後、出願人は、その出願の公告後 5 年以内か、又は異議申立及び審判請求が提出されているときはその最終決定後 1 年以内の何れか遅くに満了する期限内に、担当官にその発明が第 5 条に合致するか否かの審査の開始を請求しなければならない。出願人がその期間内に請求を提出しないときは、その出願を放棄したものとみなす。

#### 第 31 条

第 28 条に基づき特許出願が公告された場合において、出願人ではなく自己が特許付与を受ける資格を有すると思料する者、又はその出願が第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条若しくは第 14 条の規定に合致していないと思料する者は、第 28 条に基づく出願公告の日から 90 日以内に担当官にその出願に対する異議を申し立てることができる。

### 8.3.6 早期審査・優先審査

(1) タイ独自の早期審査・優先審査の制度はない。

(2) ASEAN 特許審査協力 (ASEAN Patent Examination Co-operation : ASPEC) プログラム<sup>91</sup>

ASPECは、ASEANの知的財産庁間で特許の調査及び審査を分担するものであり、2009年6月15日に開始された。2017年1月現在のメンバー国は9か国である。業務量を減らして早期に結果を得ること及びより良い調査や審査を行うことを目的としている。当該プログラムを利用できる条件は以下のとおりである。

- (i) ASPEC 申請書が提出された第2のASPECメンバー国(ASPEC Member States、以下、「AMS」という。)の知的財産庁に対する特許出願について、第1のAMSの知的財産庁に対しても「同一の特許出願」がされているとき、この「同一の特許出願」の調査及び審査資料はASPECプログラムのために利用され得る。
- (ii) 第1の知的財産庁への特許出願がパリ条約の優先権により第2の知的財産庁の特許出願とリンクするとき、その逆の場合、あるいは第1知的財産庁及び第2の知的財産庁における両特許出願が他のパリ条約加盟国に対し同じ優先権を有する場合に「同一の出願」であるということが出来る。

調査及び審査結果を受領したAMSの知的財産庁は、当該調査等を参照できるが、結果を受け入れる義務はない。

利用状況は以下のとおりである<sup>92</sup>。

- ・2016年8月31日付けで154件のASPEC申請があり、そのうち最後の決定が出されたのは48件である。
- ・ASPECの申請から最初のオフィスアクションまでの平均期間は5.7か月である。
- ・第一のASEAN Member States (以下、「AMS」という。)としてはシンガポールが最も多く、第二のAMSとしてはタイが最も多く58件である。

<sup>91</sup> ASEAN Patent Examination Co-operation (ASEAN) Programme (シンガポール知的財産庁、2016年10月15日更新)

[http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/about%20IP/Patents/ASPEC%20Notice%20and%20Procedures%20\(Updated%2015%20Oct%202016\).pdf](http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/about%20IP/Patents/ASPEC%20Notice%20and%20Procedures%20(Updated%2015%20Oct%202016).pdf) (最終アクセス日：2017年1月10日)

「ASEAN 特許審査協力 (ASPEC) プログラム」(2014年7月18日)

<https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/6142/> (JETRO、最終アクセス日：2017年1月30日)。

<sup>92</sup> ASEAN Patent Examination Co-operation (ASPEC) (シンガポール知的財産庁)

<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisapatent/Applyingforapatent/ASEANPatentExaminationCo-operationASPEC.aspx> (最終アクセス日：2017年1月10日)

表 TH-1 : ASPEC 利用状況

		2nd AMS								
		BN	KH	ID	LA	MY	PH	SG	TH	VN
1st AMS	BN									
	KH									
	ID					2			4	
	LA									
	MY			1					11	7
	PH			1		1		1	3	3
	SG			9		26	9		39	20
	TH									
	VN								1	

### 8.3.7 特許審査ハイウェイ (PPH)

日本との間でのみ、通常型 PPH に参加している。2014 年 1 月 1 日から開始し、2016 年 1 月 1 日からさらに 2 年間延長された。<sup>93</sup>

### 8.3.8 拒絶理由通知について

拒絶理由の送付期限はない。

出願人は、拒絶理由通知の発行日から 90 日以内に補正書・意見書の提出ができ、審査官の指示に従わないときは、出願は放棄されたものとみなされる。当該応答期限は延長の請求ができる（特許法第 27 条第 4 段落）。

#### 第 27 条

出願審査において、担当官は、出願人を召喚して質問に答えさせ又は書類その他を提出させることができる。

外国で特許出願を行った出願人は、省令に定める規則及び手続に従い、出願審査報告書を提出しなければならない。

提出すべき書類が外国語である場合、出願人は、その書類をタイ語の翻訳文と共に提出しなければならない。

出願人が前段落に基づく担当官の指示に従わないとき、又は 90 日以内に本条第 2 段落に従って審査報告書を提出しないときは、出願人は、その出願を放棄したものとみなす。長官は、必要に応じて適当と考える期間を延長することができるものとする。

<sup>93</sup> 日タイ特許審査ハイウェイ試行プログラムについて (JPO、2016 年 1 月 7 日)

[https://www.jpo.go.jp/torikumi/t\\_torikumi/japan\\_thailand\\_highway.htm](https://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/japan_thailand_highway.htm) (最終アクセス日 : 2017 年 1 月 10 日)

### 8.3.9 補正

補正は出願が係属している間はいつでも補正することができる（特許法第 20 条、審査基準第 1 章第 1 節「12.特許の補正に関する審査」）。

#### 第 20 条

出願人は、省令に定める規則及び手続に従い出願を補正することができる。ただし、その補正は、発明の範囲を拡大するものであってはならない。

### 8.3.10 拒絶査定不服審判

出願人は、出願の拒絶決定（特許法第 30 条及び第 34 条）の受領後 60 日以内に審判請求することができる（特許法第 72 条第 1 段落）。

#### 第 72 条

第 12 条、第 15 条、第 28 条、第 30 条、第 34 条、第 49 条、第 50 条若しくは第 61 条、又は第 12 条、第 15 条、第 28 条、第 33 条若しくは第 34 条を準用する第 65 条、第 65 条の 5、65 条の 6、又は第 12 条、第 15 条、第 49 条若しくは第 50 条を準用する第 65 条の 10 の規定に基づき長官から出された命令又は決定があるとき、それらの規定に基づき利害関係人は、その命令又は決定の受領後 60 日以内に特許委員会に対して審判請求することができる。かかる期間内に審判請求がないときは、長官の命令又は決定を最終とする。前段落に基づく審判請求は担当官に提出しなければならない。なお、相手方があるときは、かかる相手方にも審判請求の写しを送付しなければならない。

### 8.3.11 登録前異議申立

出願が公開（公告）された場合、当該公開の日後 90 日以内に異議申立を請求でき（特許法第 31 条第 1 段落）、追加の証拠がある場合は、異議申立書を提出後 30 日以内に証拠を提出又は陳述を申請できる（審査基準第 2 章「特許出願の異議申し立て」の「2.特許出願の異議申し立て」）。

当該異議申立が行われた場合、出願人は異議申立の通知受領後 90 日以内に答弁書を提出しなければならない。出願人が当該答弁書を提出しないときは、その出願は放棄されたものとみなされる（特許法第 31 条第 2 段落、審査基準第 2 章「特許出願の異議申し立て」の「3.異議答弁」）。

### 第31条

第28条に基づき特許出願が公告された場合において、出願人ではなく自己が特許付与を受ける資格を有すると思料する者、又はその出願が第5条、第9条、第10条、第11条若しくは第14条の規定に合致していないと思料する者は、第28条に基づく出願公告の日から90日以内に担当官にその出願に対する異議を申し立てることができる。

前段落に従って異議申立がなされた場合、担当官は、出願人にかかる異議申立通知の写しを送付する。出願人は、かかる通知の受領後90日以内に担当官に答弁書を提出しなければならない。出願人が所定の期間内に答弁書を提出しないときは、その出願を放棄したものとみなす。

異議申立通知及び答弁書には、その主張を裏付ける証拠を添付しなければならない。

### 8.3.12 登録料の支払い

登録料の支払いについては、担当官から特許付与の通知後60日以内に支払うよう通知がされる。当該手数料が支払われた後15日以内に特許が登録される（第33条第2段落及び第3段落）。登録料が支払われないときは、出願人はその出願を放棄したものとみなされる（第33条第3段落）

### 第33条

出願人が第29条に基づき審査請求を行い、担当官が第24条に基づき審査を行ったとき、担当官は、長官に対して審査報告書を提出しなければならない。

長官が審査報告書を考慮し、特許付与を拒絶する理由はないと認め、かつ第31条に基づく異議申立がなかったか又は異議申立はあったが本発明は出願人に帰属するものであると長官が決定したとき、長官は、その発明の登録及び出願人への特許付与を命じなければならない。担当官は、特許付与に係る手数料をその通知受領の日から60日以内に支払うように出願人に通知するものとする。

前段落に従って手数料が支払われたときは、かかる手数料の支払後15日以内に発明が登録され出願人に特許が付与されるものとする。ただし、第72条に定める期限の満了前であってはならない。前段落に定める期間内に手数料が支払われない場合、出願人は、その出願を放棄したものとみなされる。特許証は省令に定める様式とする。

### 8.3.13 その他の制度

#### (1) 外国での審査結果等の利用

外国で特許出願を行った出願人は、出願審査報告書を提出しなければならず、調査報告書を 90 日以内に提出しないときはその出願は放棄されたものとみなす。提出すべき書類が外国語のときは、タイ語の翻訳文とともに提出しなければならない（特許法第 27 条第 2 段落及び第 3 段落、省令第 22 号第 13 条第 1 段落、第 2 段落及び第 5 段落）。

なお、長官は必要に応じて当該期間を延長できる（特許法第 27 条第 4 段落）。

#### 第 27 条

出願審査において、担当官は、出願人を召喚して質問に答えさせ又は書類その他を提出させることができる。

外国で特許出願を行った出願人は、省令に定める規則及び手続に従い、出願審査報告書を提出しなければならない。

提出すべき書類が外国語である場合、出願人は、その書類をタイ語の翻訳文と共に提出しなければならない。

出願人が前段落に基づく担当官の指示に従わないとき、又は 90 日以内に本条第 2 段落に従って審査報告書を提出しないときは、出願人は、その出願を放棄したものとみなす。長官は、必要に応じて適当と考える期間を延長することができるものとする。

#### 省令第 22 号第 13 条

出願人が既に外国でクレームされた発明について特許出願を行った場合、出願人は、審査報告書又は審査の結果を示すその他の書類を受領した時点で、その受領日から 90 日以内にかかる報告書又は書類をタイ語の翻訳文と共に提出しなければならない。

出願人が複数の外国で特許出願を行った場合、出願人は、最初に出願を行った国又は長官が定めた国が発行した審査報告書又はその他の書類を提出しなければならない。

審査報告書又は審査の結果を示すその他の書類には、かかる報告書又は書類を発行した省庁又は組織、出願人の名称、出願日、当該出願に割当てられた国際特許分類記号、当該出願が審査された技術分野、及び先行技術を示す検討されるべき関連書類を記載するものとし、またクレームされた発明がその国の法律要件を満たしているか否か、発明の説明がその国の法律に準拠しているか否か、及びその国の法律に基づく保護が当該クレームについて付与されるか否かを明記するとともに、その決定の理由を示すものとする。

第 1 段落及び第 2 段落に基づく書類は、次の何れかの場所の担当官へ提出するか、又は書留郵便によってこれをかかる担当官に送付する。

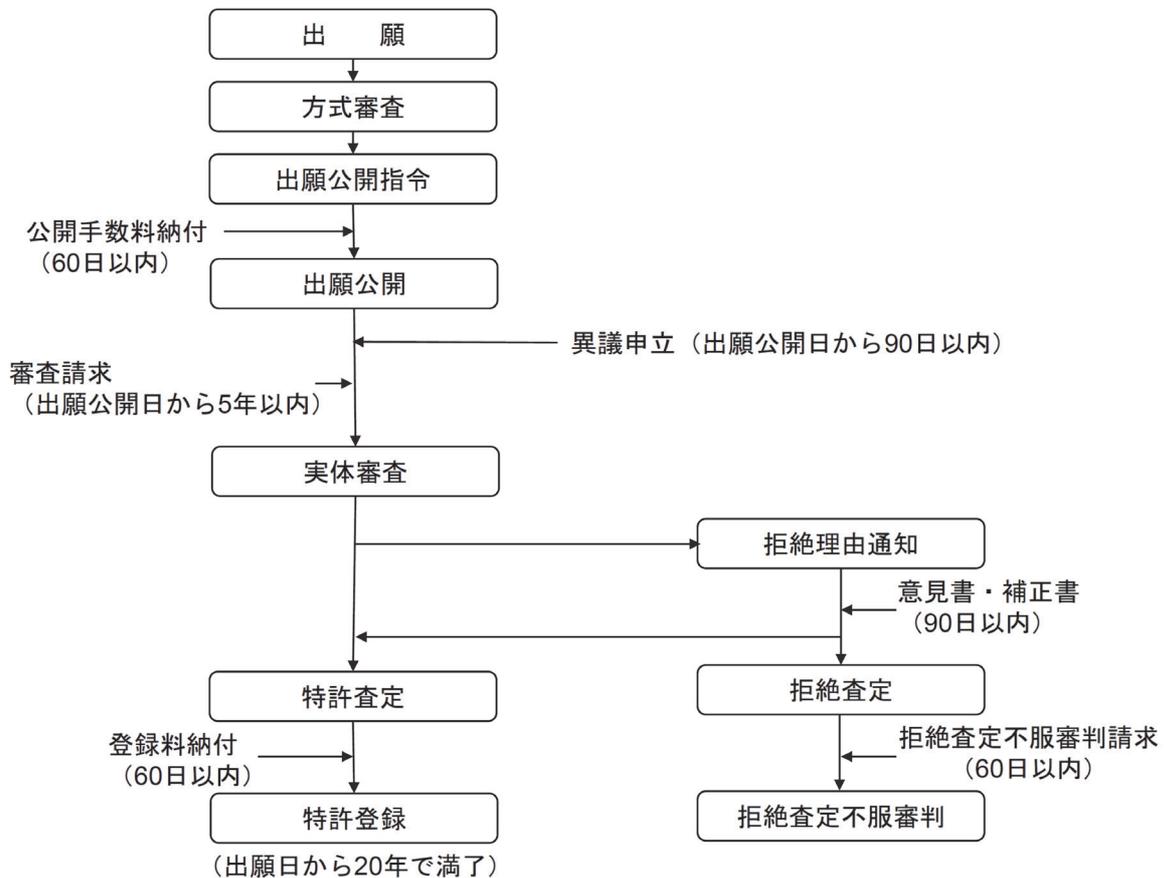
(1) 通商省知的所有権局

(2) 地方通商事務局又は長官が定めるその他の政府機関

審査報告書又は審査結果を示すその他の書類が本条第 3 段落に準拠していない場合、長官は、出願人からの要請により、出願人にかかる報告書又は書類の提出を許可することができる。

## 8.4 特許出願の手続き

出願から登録までの手続きは以下のとおりである。<sup>94</sup>



<sup>94</sup> 一般社団法人 発明推進協会の外国産業財産権侵害対策等支援事業「タイ」を参考にして作成した。  
<https://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/thailand.html> (最終アクセス日：2017年2月10日)

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独 国
特許までの期間	審査請求日から15.2か月 (2014年)	係属期間25.3か月 (2016年)	審査請求日から28.9か月 (2015年)	審査係属期間21.9か月 (2015年)	公的なデータなし	公的なデータなし
最初の拒絶理由等の通知までの期間	審査請求日から9.5か月 (2015年)	出願から16.2か月 (2016年)	公的なデータなし	公的なデータなし	一次審査処理期間10.0か月 (2015年)	公的なデータなし
法律	特許法	特許法 (35USC)	欧州特許条約 (EPC)	専利法	特許法	特許法
規則	特許施行規則	特許規則 (37CFR)	施行規則	専利法実施細則	特許法施行規則	特許規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	全出願について作成される (第92条、規則第65条)	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成される (第43条)
公開日	出願日又は優先日から18か月 (第64条)	出願日又は優先日から18か月 (第122条)	出願日又は優先日から18か月 (第93条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第34条)	出願日又は優先日から18か月 (第64条(1))	出願日又は優先日から18か月 (第31条(2))
早期公開請求	あり (第64条の2)	あり (第122条(b)(1)(A))	あり (第93条(1))	あり (第34条)	あり (第64条(1)、規則第44条(1))	あり (第31条(2))
審査請求期限	出願から3年 (第48条の3)	審査請求制度なし	調査報告の公開日から6か月 (規則第159条(1))	出願から3年 (第35条)	出願から3年 (第59条)	出願から7年 (第44条(2))
優先審査・早期審査	早期審査、スーパー早期審査、優先審査 (第48条の6)、早期審査	年齢・健康 (37CFR 1.102 (c))、早期審査 (MPEP708.02 (a))、優先審査 (MPEP708.02(b))	PACE (Official Journal November 2015)	省エネ環境保護、次世代情報技術等 (発明專利出願優先審査管理法)	あり (第61条、規則第39条)	あり (審査基準 3.3.2)
PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-PPH、PPH-MOTTAINAI、GPPH、IP5-PPH	通常型PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

\*特に記載がない限り、括弧内の番号は、法律の条文番号を表す。

	日本	米国	欧州	中国	韓国	独国
拒絶理由応答期限	60日、在外者3か月 (第50条、方式審査便 覧04.10(1)7・(2)7)	最後以外：3か月 (MPEP710.02(b)、最 後：3か月 (MPEP 706.07(f))	4か月 (規則第132 条)	最初：4か月、最後： 2か月、猶予期間15日 (審査指南第2部分第 8章4.10.3)	2か月以内 (第63条、 規則第16条(1))	4か月～12か月 (審査 基準3.5)
拒絶理由応答期限の延長	2か月、在外者は1回 目2か月・2回目1か月・ 計3か月	最後以外：通知から 最長で6か月 (37CFR 1.134)、最後：通知 から最長で6か月 (MPEP706.07(f))	2か月 (規則第135 条)	2か月、1回のみ (審 査指南第2部分第8章 5.1(3))	1か月ごと最長4か月 (審査基準第1部第3 章4.2)	延長可能 (審査基準 3.5)
拒絶査定不服審判等の 請求期間	3か月以内 (第121 条)	6か月以内に審判請求 (37CFR1.134)	2か月以内 (第106 条、第108条)	3か月以内に再審査の 請求 (第41条、審査指 南第4部分第2章2.3及 び2.5)	30日以内 (第132条 の17)	1か月以内 (第73条 (1),(2))
登録前異議申立	なし	なし	特許付与公告日から9 か月 (第99条(1))	なし	なし	なし
設定登録料納付期限	特許査定日から30日 以内 (第108条)	特許許可通知から3か 月以内 (第151条(a)、 37CFR1.311(a))	登録付与通知後4か月 以内 (規則第71条 (3))	特許査定後2か月以内 (実施細則第54条)	特許査定通知日から3 か月以内 (第79条)	納付不要
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降 (規則第51条)	なし	なし	出願日から3年目以降 (第17条)
対応する外国特許出願情 報の提出義務	—	IDSの提出 (37CFR1.97)	—	外国での審査結果等を 提出 (第36条)	—	—
その他の特徴	—	RCE (第132条、 37CFR1.114)、審査 処分の停止 (37CFR1.103)	Further Processing (第121条)	—	再審査請求 (第67条 の2)、遅い審査 (第 40条の3)	特許出願から実用新 案を分岐出願可能 (実用新案法第5条)

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
特許までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	最初の審査結果の通知から14.0か月(2014年)
最初の拒絶理由等の通知までの期間	データなし	データなし	データなし	データなし	審査請求から9.5か月(2014年)
法律	特許法	特許法	産業財産権法	特許法	特許法
規則	施行規則	施行規則	産業財産庁規則	施行規則	施行規則
審査請求前の調査報告	作成されない	作成されない	作成されない	作成されない	出願人の請求により作成する(第43A条)
公開日	出願日又は優先日から18か月(第11A条(1)、規則第24条)	明確に規定されていない(第28条)	出願日又は優先日から18か月(第30条)	出願日又は優先日から18か月(第10条(2)、(3))	出願日又は優先日から18か月(規則第4.2条)
早期公開請求	あり(第11A条(1)、規則第24条)	なし	あり(第30条、第75条)	あり(第10条(2))	あり(規則第4.2条(3))
審査請求期限	出願日又は優先日から48か月(第11B条、規則第24B条(1))	出願公告(公開)日から5年(第29条)	出願日から36か月(第33条)	出願日から5年(規則第96条(1))	出願日から5年又は局長要求により2か月(第44条、規則第3.15・第3.16条)
早期審査・優先審査	あり(規則第24C条)	なし	環境技術、年齢、医薬品、極小・小規模団体等(決議175/2016、151/2015、80/2013、160/2016)	あり(規則第28条)、環境技術(規則第28条(1)(b))	あり(規則第3.17)
PPH	参加していない	日本との間でのPPH	米国との間でのPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH	通常型PPH、PCT-PPH、PCT-MOTTAINAI、GPPH

	インド	タイ	ブラジル	カナダ	オーストラリア
拒絶理由応答期限	アクセプタンス期間内：6か月以内（規則第24B条(5)）	90日以内（第27条）	90日以内（第36条）	6か月（規則第30条）	アクセプタンス期間内：12か月以内（規則第13.4条）
拒絶理由応答期限の延長	3か月以内（規則第24B条(6)）	必要に応じて延長可能（第27条）	規定されていない	12か月以内（規則第152条）	規定されていない
拒絶査定不服審判等の請求期間	3か月以内（第117A条(2)）	60日以内（第72条）	60日以内（第212条、第213条）	6か月以内に連邦裁判所へ提訴（第41条）	21日以内に連邦裁判所へ提訴（連邦裁判所規則第34.24条）
登録前異議申立	公開から登録まで（第25条(1)）	公告（公開）日から90日以内（第31条）	なし	なし	許可公告日から3か月以内（規則第5.4条）
設定登録料納付期限	規定されていない	通知受領から60日以内（第33条）	出願承認後60日以内（第38条(1)）	認められる旨の通知後6か月以内（規則第30条）	公告日から3か月（規則第22.2I条(1)）
出願維持年金	なし	なし	出願日から3年目以降（第84条）	出願日から3年目以降（第27.1条、附則II項目30）	出願日から4年目以降（規則第22.2条(6)）
対応する外国特許出願情報の提出義務	出願日から6か月以内（第8条）	外国の審査結果受領後90日以内に提出・書類はタイ語の翻訳が必要（第27条、省令第22号第13条）	審査請求後に要求されたときは60日以内に提出（第34条）	なし	なし
その他の特徴	6か月のアクセプタンス期間（規則第24B条(5)）	なし	医薬品はANVISAの事前の同意が必要（第229C条）、特許期間は特許付与日から10年以上（第40条）	なし	12か月のアクセプタンス期間（規則第13.4条(1)）

平成 29 年 3 月

平成 28 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

五大特許庁及びその他主要知財庁における特許出願から  
特許査定までの期間の現状と実態に関する調査報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>